

家族呼寄せに関するご案内

1 あなた（注1）は、次の場合、あなたが日本に来る前に一時滞在していた国にいるあなたの親族を日本に呼び寄せることができます。

- UNHCRが、あなたが呼び寄せようとしている親族（以下、「呼寄せ親族」と書きます。）を難民として認定していること
- UNHCRが、「呼寄せ親族」の保護を日本に推薦していること
- あなたと「呼寄せ親族」の相互扶助（別紙1へ）によって、日本でそれぞれの生活を維持していくことができると認められること

2 あなたが、親族の呼寄せを希望する場合は、どのような場合に呼び寄せができるのか、必要な書類などについて、RHQ（注2）に相談することができます。

3 親族の呼寄せの申出をするには、「提出書類一覧」（別紙2へ）にある全ての書類を準備して、出入国在留管理庁に提出する必要があります。書類は、地域定住支援員等に渡すか、郵便で出入国在留管理庁に送ってください（注3）。

4 書類を書くとき、あなたや「呼寄せ親族」の身分や経歴などについて、正確に書いてください。書類の内容が事実ではないことがわかった場合、今後の呼寄せができなくなることがあります。注意してください。

（注1）平成20年12月16日付け閣議了解「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」又は平成26年1月24日付け閣議了解「第三国定住による難民の受入れの実施について」に基づき、日本に受け入れられた第三国定住難民。

（注2）RHQ（公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部）の連絡先は次のとおりです。

TEL: 03-3449-7011

FAX: 03-3449-7016

Email: webmaster@rhq.gr.jp

（注3）書類提出後の流れは、次のとおりです。

①閣議了解で決められた要件を満たしているかの事前確認



② UNHCR からの すいせん 推薦



③ 「呼寄せ よびよ 親族 しんぞく」の けんこうしんだん 健康診断



④ 日本政府 にほんせいふ の うけい 受入れの けつてい 決定



⑤ しゆつこくまえけんしゆ 出国前研修



⑥ らいにち 来日